

氏名のフリガナの通知を確認しよう

本籍地の市区町村長から「戸籍に記載される振り仮名の通知」が住所地に郵送されます。本籍が笠松町の方は、8月にハガキで通知しています。

通知の振り仮名が正しい場合は、届出は不要です。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは次のホームページをご確認ください。



☎法務省コールセンター 0570-05-0310
 ☎役場住民課 388-1115



家屋を新增築、取り壊しをしたときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の新增築や取り壊し、用途変更があったときは、お早めに税務課まで次の届け出をしてください。

特に家屋の一部または全部を取り壊したときは、速やかに「家屋取壊届出書」の提出をお願いします。この届け出がないと、家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

■届け出が必要なおときとその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	・新築住宅に関する固定資産税の減額申告書 (未登記の場合は「未登記家屋取得届出書」も必要です)	・住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	・家屋取壊届出書	・住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	・家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	・家屋用途変更届出書	・住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	・家屋取壊届出書 ・固定資産税減免申請書	・被災住宅用地の特例適用申告書
(6) 未登記家屋の所有者を変更するとき	・未登記家屋取得届出書	

※登記された家屋を取り壊した場合は、別途、法務局で滅失登記をする必要があります。

☎税務課 388-1112

わたしたちにできること
 それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
 大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
 東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ごみ・不用物でお困りのときは 笠松町許可業者

TO MAKE EVERYDAY BETTER

(株)高島衛生

岐南町平成6-110
 ☎058-248-0089
<https://t-eisei.co.jp>

TAKASHIMA EISEI CO., LTD.